

人事院会議議事録

会議日

令和7年7月24日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

議題

平成26年人事院公示第13号の一部改正

議事の概要

- 議題「平成26年人事院公示第13号の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

平成26年人事院公示第13号の一部改正について

令和7年7月24日
人 材 局

1 改正背景

今般、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。令和7年5月14日公布）によって、情報処理の促進に関する法律が一部改正され、同法で規定されている情報処理安全確保支援士試験に係る条項が第9条第1項から第6条第1項に改められたところである。

また、一部改正法の施行期日については、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（以下「施行期日政令」という。）（閣議決定：令和7年7月29日予定）において、令和7年8月4日と規定される予定である。

2 現行制度

平成26年人事院公示第13号（以下「公示」という。）第2項第2号(2)において、人事院規則8—12（職員の任免）第18条第1項第4号（特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適當であると認められるもの）に該当するものとして、「情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験」等の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職を掲げている。

3 改正の内容

情報処理の促進に関する法律第9条第1項を引用する公示の規定について、上述1のとおり、情報処理の促進に関する法律で規定されている情報処理安全確保支援士試験に係る条項が第9条第1項から第6条第1項に改められたことから、所要の改正を行う。

4 公布日・施行日

施行期日政令で定める一部改正法の施行期日（令和7年8月4日予定）を公布日・施行日とする。

以 上

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則 8—1 2（職員の任免）第 1 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 2 6 年人事院公示第 1 3 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 8 月 4 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 規則第 1 8 条第 1 項第 4 号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適當であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。 | 2 規則第 1 8 条第 1 項第 4 号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適當であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。 |
| 一 (略) | 一 (略) |
| 二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職 | 二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) 情報処理の促進に関する法 | (2) 情報処理の促進に関する法 |

| | |
|--|--|
| <p>律（昭和45年法律第90号）<u>第6条第1項</u>に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第3条第2項第3号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>3～5 （略）</p> | <p>律（昭和45年法律第90号）<u>第9条第1項</u>に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第3条第2項第3号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>3～5 （略）</p> |
|--|--|

2 この決定による改正は、令和7年8月4日から効力を発生する。